

会 議 録

内容承認	公開・非	＜開催日＞平成 29 年 8 月 9 日（水）	＜傍聴人数＞ 0名
的場委員長	公開の別	＜時 間＞ 13：30～15：25	＜傍聴室＞
承認	公開	＜場 所＞新館4階 第2委員会室	新館4階 第2委員会室

＜名称＞ 第1回岸和田市自治基本条例推進委員会（第4期）

＜出席者＞

自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席

的	江	岸	疋	吉	宮	池	沖	植	西	野	神	稻	中
場	藤	田	田	田	路	内	藤	山	田	路	谷	富	西
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

信貴市長 ※公務のため途中退席

事務局 企画課：上東課長、中井担当長、芝野担当員

関係課 広報広聴課：橋本参事

総務管財課：一木課長・藤原担当長

議会事務局総務課：植田担当長、東主査

＜議題＞

- ・ 委員長、副委員長の選任
- ・ 岸和田市自治基本条例及び関連6条例について
- ・ 岸和田市自治基本条例推進委員会について（役割と第3期推進委員会建議の内容について）
- ・ 今後の委員会の進め方について

＜概要＞

- 正副委員長の選出
的場委員を委員長に、岸田委員を副委員長に選出
- 岸和田市自治基本条例の概要について
事務局から資料2-1「自治基本条例の策定背景及び策定方法（概要）」及び資料2-2「自治基本条例タブロイド版」に基づき説明。
- 関連6条例について
関係課から資料3-1「岸和田市の意見聴取制度」、資料3-2「岸和田市意見聴取の手續に関する条例及び施行規則」、資料4「公募・公開条例の運用状況について（審議会関係資料）」、資料5-1「住民投票及び住民投票資格者について」、資料5-2「岸和田市住民投票条例及び施行規則」、資料6-1～5「外部監査まとめ」、資料7-1「岸和田市議会基本条例について（レジюме）」、資料7-2「岸和田市議会基本条例（解説あり）」に基づき説明。
※ 関連6条例とは岸和田市意見聴取の手續に関する条例、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例、岸和田市住民投票条例、岸和田市外部監査契約に基づく監査に関する条例及び岸和田市議会基本条例をいう。

● 質疑応答

(委員)

議会への市民の関心について、議会の傍聴件数やテレビ岸和田の議会ライブ中継の視聴率ほどの程度か。

(議会事務局総務課)

議会の傍聴件数は市民の各議案に対する関心の違いにより大きく開きがある。またテレビ岸和田が配信している議会中継の視聴率は取っていない。ただし、市民からは議会中継を視聴しているという声をよく聞く。なお、平成 29 年第 3 回定例会（9月議会）の決算特別委員会から USTREAM（ユーストリーム）を利用したインターネットでの議会ライブ中継を配信予定である。

※ USTREAM（ユーストリーム）とは、パソコンなどで誰でも簡単にライブ動画を配信・視聴できるインターネット上の無料サービスをいう。

(委員)

意見聴取制度から2点と議会基本条例から1点質問がある。まず、資料 3-1「岸和田市意見聴取制度」のなかで3意見公募（パブリックコメント）について、市民からの意見提出件数は十分な数であると考えているのか。また、意見聴取制度についてパブリックコメントと公聴会の2つの方法があるが、どちらかあるいは両方を行う基準はあるのか。

(広報広聴課)

意見聴取制度の運用状況について、過去3年間における1回当たりのパブリックコメントに対しての意見提出件数は10件程度である。これは近隣市と同程度であり、低い数字ではないと考えている。また、意見聴取制度について、パブリックコメントか公聴会かを選択する基準やルールはなく、少なくともどちらかを実施すればよいというものである。なお、公聴会を実施した実績はない。ただし、公聴会は日時に制約があり、実施日当日に実施場所に行かないと意見が出せないため、パブリックコメントの方が少なくとも30日間意見を述べる期間が設けられるため、市民から意見が出やすいと思う。

(委員)

議会基本条例と自治基本条例の関係性については。

(議会事務局総務課)

自治基本条例は市全体を規定するものであり、議会の責務も規定している。議会基本条例は自治基本条例の理念を踏まえ、議会のことを規定するものであり、議会における各種条例や規則のなかで最高位に位置づけている。

● 岸和田市自治基本条例推進委員会について

事務局から資料8「自治基本条例推進委員会（概要）」に基づき役割の説明及び、資料9「建

議書（第3期自治基本条例推進委員会）」に基づき第3期推進委員会の建議の内容について説明。

● 質疑応答

（委員）

第1期自治基本条例推進委員会からの建議はいつだったのか。

（企画課）

第1期の建議は平成20年6月30日付けである。

● 今後の委員会の進め方について

事務局から資料10「第4期自治基本条例推進委員会スケジュール（案）」に基づき、説明。

● 条例の検証作業について

（委員長）

2年間で建議書を作ることがゴールである。作業の進め方について意見のある方は。

（全委員）

※意見なし

（委員長）

今回は第4期の推進委員会であり、これまで3期（第1期～第3期）の積み重ねもある。まず、前回（第3期）建議の取組状況の確認が必要である。また、社会情勢を鑑みて、新たに議論すべき事項について委員から提案いただき、議論してはどうか。

（全委員）

※了承

（委員長）

その方向で進める。事務局からは案はあるのか。

（企画課）

議論すべき事項について、事務局側でも社会情勢や動向について調べ、提案する。

● 次回の推進委員会の日程調整について

（委員長）

次回の推進委員会について、事務局提示のスケジュール案では1月下旬開催としている。1月25日（木）の午後1時30分からどうか。

（全委員）

※了承

(委員長)

それでは、最後に事務局から連絡事項はあるか。

(企画課)

本委員会終了後に、第3期建議についての取組状況をまとめた資料を各委員宛てに送付する。その資料に意見を記入していただき、事務局まで提出をお願いしたい。なお、各委員からの意見を事務局でまとめ、次回の委員会で報告する予定である。